



○ 設置目的、構成員

- ・今後の土地改良区のあるべき望ましい姿や具体的な活性化・基盤強化策について、土地改良区の職員自らが考え・検討するもの（4回開催：H24年8月～25年2月）
- ・県内土地改良区の事務局長等22名の委員と県・県出先及び県土連の9名のオブザーバーで構成（委員長：県土連専務理事、事務局：県土連）

◎ 富山県の土地改良区の現状

- ・土地改良区数 20年前(H4年)206団体→合併→80団体(H24年)
- ・規模別 1,000ha以上が23団体29%、未達が57団体71%、平均職員数2.6人、職員が不在・1人が40団体半数、技術職員がいる土地改良区31団体39%
- ・経常賦課金 単純平均で1,504円/10a(540円～4,200円)、面と線の重複は半分の地域 全国平均の約半額であるが、増額は難しく厳しい財政状況
- ・土地改良区運営上の課題（検討会意見）＝ 賦課金、施設管理、運営、その他

※ 土地改良区のあり方 ※

1) 農業構造の変化

農村地域の過疎化・高齢化や後継者不足、土地持ち非農家や耕作放棄地の増加等、農家数、農業就業人口ともに20年間で半減、農業就業人口のうち65歳以上の割合は7割超 農地集積：H23年度末の利用権設定率は31%、人・農地プランでさらに集積が加速

2) 土地改良区の性格と役割

公法人としての性格が強く地方公共団体並みの権限を有している。  
特徴：公的性格、組合員の当然加入、賦課金の強制徴収、非課税団体  
役割：土地改良事業の実施及び施設の維持管理とともに、農村環境の保全や農村の活性化等へも寄与

3) 土地改良区のあるべき姿

土地改良事業の実施及び公共的な財産である土地改良施設の管理組織として「適正かつ効率的な土地改良区運営」（土地改良区の体制強化）を行い、その上で、「地域の農業振興への一層の貢献」や「地域社会への積極的な取り組み」が必要

☀ 土地改良区の活性化・基盤強化策 ☀

1 土地改良区運営の賦課金等の確保

(1) 賦課金負担者の明確化

①利用権設定契約時の賦課金負担者の明確化

土地改良法上は耕作者が原則、実態は約7割が所有者、農地集積が進む中で、利用権設定契約時の負担者の明確化についての周知。

市町村や農業委員会等との連携し情報の共有化。

②地域の実態に対応した組合員（三条資格者）の法制度等の検討

今後の農村地域の実態に対応した組合員（三条資格者）の法制度等の再検討や国レベルでの方向づけ

(2) 一括納付制度の導入

○一括納付制度の導入要望

賦課金徴収対象は組合員のみ、県単事業等の地元負担金に対する集落等からの一括納付の導入の制度化要望

(3) 協力金（宅地賦課）の制度化

○協力金（宅地賦課）等の賦課徴収の制度化要望

地域用水や宅地排水処理等の多面的機能等に配慮し、非農家も組合員とする等法改正等による協力金（宅地賦課）等の賦課徴収の制度化の要望検討

2 土地改良施設の適正かつ円滑な管理の推進

(1) 計画的な施設の管理及び更新

①長寿命化に配慮した適切な施設の管理・更新

長寿命化・ライフサイクルコスト低減観点の施設管理・更新

②農業用水を利用した小水力発電の推進等による施設管理・更新費の確保

維持管理費の軽減や将来更新等に備えた建設改良積立金の確保

③土地改良事業の補助率見直し

農業情勢・社会情勢の変化に対応した補助率の見直し

④団体営事業等の事務経費の支援

きめ細かな施設の保全・更新等が行える団体営事業等の推進のための土地改良区の事務経費の負担軽減

(2) 公益的機能に配慮した行政支援の拡充

○恒久的な行政支援の拡充

多面的機能を有し公共的な財産である土地改良施設を今後も適正に管理するため、恒久的な行政支援の強化による農家負担の軽減。

水と農地を守っている土地改良区への直接支援

(3) 地域連携による施設管理

○地域住民等との連携による施設管理

非農家を含む地域全体、行政(市町村)や農業関係団体との連携強化

3 その他(土地改良区の組織強化)

(1) 組織・運営基盤の強化

○統合整備（合併）による土地改良区の運営基盤の強化

第3次統合整備推進計画の推進

(2) 人材育成

①役職員の意識向上を図る研修の実施や手引き書の作成

②技術職員の確保、育成

(3) 土地改良区の役割等の普及啓発

○土地改良区の役割等の普及啓発活動の推進

(4) 県土地改良事業団体連合会による支援の充実

○土地改良区への業務支援の充実

土地改良区の役割発揮に向けた土地改良区への指導・支援の充実